

千葉県国民健康保険料減免取扱要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、千葉県国民健康保険条例（昭和61年千葉県条例第10号。以下「条例」という。）第33条の規定による保険料の減免の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（減 免）

第2条 区長は、次条第1項及び第3項に定める者について、生活が著しく困窮し、資力が近い将来回復する見込がなく、かつ、生活に活用すべき財産もないため、保険料を納付することが困難であると認められる場合及び、次条第2項に該当する場合について、納付義務者が納付すべき保険料を減免するものとする。

（減免理由）

第3条 条例第33条第1項第1号に規定する者とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別表の減免できる条件に該当する世帯の納付義務者とする。

- （1）震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、納付義務者又はその世帯に属する被保険者の所有する家屋が損害を受けたとき。
- （2）所得減少 倒産、廃業、失業若しくは一定期間以上の休業又は事業の廃止若しくは休止等により被保険者の収入が減少したとき。

2 条例第33条第1項第2号に規定する者とは、75歳に到達する者又は65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者について、被用者保険の被扶養者であった期間に保険料を賦課されていなかったことに対して、国民健康保険の被保険者となったことで新たに保険料を負担することとなった者の属する世帯の納付義務者とする。

3 条例第33条第1項第3号に規定する者とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別表の減免できる条件に該当する世帯の納付義務者とする。

- （1）被保険者が少年院、刑務所その他これに準ずる施設に収容され、又は拘禁されているとき。
- （2）保険料を減免することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（減免の申請）

第4条 保険料の減免を受けようとする世帯の納付義務者は、「国民健康保険料減免申請書」（千葉市国民健康保険条例施行規則（昭和61年規則第18号。以下「規則」という。）に定める様式第7号）に減免を必要とする理由を証明する書類を添えて、納期限前7日までに区長に申請しなければならない。この場合において、前条第3項に該当する者に係る申請書の提出についてのこの項前段の規定の適用については、「納期限前7日までに区長に」とあるのは、「区長に」とする。

2 減免を申請する世帯の納付義務者は、申請に基づく調査をする職員に対して協力しなければならない。

（減免の算定基礎額、割合及び減免できる範囲）

第5条 条例第33条第1項第1号及び第3号に該当する者の減免の算定基礎額、割合及び減免できる範囲は、別表のとおりとする。

2 条例第33条第1項第2号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）の減免割合は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）所得割額を免除する。

（2）被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課7割又は5割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。

① 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割

② 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割

（3）旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が、減額賦課7割若しくは5割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は減免を行わない。

① 減額賦課非該当世帯：5割

② 減額賦課2割軽減該当世帯：軽減前の額の3割

③ 減額賦課非該当の特定継続世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。）：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割

④ 減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の1割

(減免額の算定)

第6条 減免額は、減免の算定基礎額に減免割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。）とする。

(還付の禁止)

第7条 保険料が納付されている場合については、還付することができない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 第3条第3項第1号に該当する場合

(2) 第3条第3項第2号に該当し、かつ、市長が定める場合

(理由の競合)

第8条 被保険者が、第3条に規定する減免理由（同条第3項第1号を除く。）の2以上に該当するときは、減免割合の大きい方の減免理由を適用するものとする。

(減免の通知)

第9条 保険料の減免の可否の決定は、「国民健康保険料減免決定通知書」（規則様式第12号）により納付義務者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第10条 区長は、保険料の減免の承認を受けた世帯の被保険者が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 資力が回復したとき。

(2) 減免理由の内容に変更が生じたとき。

(3) 偽りの申請、その他不正の行為により減免を受けたことが判明したとき。

2 前項において、取り消しとなった保険料は、一時に賦課徴収することができる。

3 区長は、第1項の規定により減免承認の一部又は全部を取り消したときは、「国民健康保険料減免取消通知書」（様式第1号）により納付義務者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、保険料の減免の実施に関し必要な事項は、区長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(特例減免に該当する世帯に属する旧被扶養者の減免割合)

- 2 条例附則第 1 2 項 (附則第 1 3 項又は附則第 1 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による減免 (以下「特例減免」という。)に該当する世帯に属する旧被扶養者の減免割合は、第 5 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 所得割額を免除する。
- (2) 被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、特例減免前の額の 3 割減免する。
- (3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が、特定世帯である場合は減免を行わない。
 - ① ②に掲げる世帯以外の世帯：特例減免前の額の 3 割
 - ② 特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割 2.5 割軽減及び特例減免前の額の 1 割

(改正前特例減免に該当する世帯に属する旧被扶養者の減免割合)

- 3 平成 3 1 年度の保険料における千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (平成 3 1 年千葉市条例第 8 号) 附則第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の条例附則第 1 2 項 (千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 4 項の規定により条例附則第 1 3 項及び附則第 1 4 項を読み替えて適用する場合を含む。)の規定による減免 (以下「改正前特例減免」という。)に該当する世帯に属する旧被扶養者の減免割合は、第 5 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 所得割額を免除する。
- (2) 被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、改正前特例減免前の額の 4.2 割減免する。
- (3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が、特定世帯である場合は減免を行わない。
 - ① ②に掲げる世帯以外の世帯：改正前特例減免前の額の 4.2 割
 - ② 特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割 2.5 割軽減及び改正前特例減免前の額の 1.9 割

- 4 平成 3 2 年度の保険料における改正前特例減免に該当する世帯に属する旧被扶養者の減免割合は、第 5 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 所得割額を免除する。

(2) 被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、改正前特例減免前の額の4.5割減免する。

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が、特定世帯である場合は減免を行わない。

① ②に掲げる世帯以外の世帯：改正前特例減免前の額の4.5割

② 特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び改正前特例減免前の額の2.125割

5 平成33年度の保険料における改正前特例減免に該当する世帯に属する旧被扶養者の減免割合は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割額を免除する。

(2) 被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、改正前特例減免前の額の4.7割減免する。

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が、特定世帯である場合は減免を行わない。

① ②に掲げる世帯以外の世帯：改正前特例減免前の額の4.7割

② 特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び改正前特例減免前の額の2.275割

(特例減免の取消し)

6 特例減免及び改正前特例減免の取消しについては、第10条の例による。

この場合において、区長は、特例減免及び改正前特例減免の決定を取り消したときは、「国民健康保険料通知書」（規則様式第1号）により納付義務者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉市国民健康保険料減免取扱要綱第5条及び第9条並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成22年度以後の年度に係る保険料に適用し、平成21年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年5月12日から施行し、この要綱による改正後の千葉市

国民健康保険料減免取扱要綱の規定は、平成２３年３月１１日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２４年３月２１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市国民健康保険料減免取扱要綱第７条及び別表の規定は、施行日以後に生じた減免理由について、適用し、施行日以前に生じたものについての適用は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２４年６月１４日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第５条及び附則の規定は、平成２５年度以後の年度に係る保険料について適用し、平成２４年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による第９条を削る改正規定は及び別表の規定は、施行日以後に申請のあった保険料から適用し、施行日前に申請のあったものについての適用は、なお従前の例による。
- 4 この要綱による改正後の千葉市国民健康保険料減免取扱要綱第７条及び別表の規定は、施行日以後に生じた減免理由について、適用し、施行日以前に生じたものについての適用は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２９年１月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市国民健康保険料減免取扱要綱第３条の規定は、施行日以後に生じた減免理由について、適用し、施行日以前に生じたものについての適用は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市国民健康保険料減免取扱要綱第５条及び附則第２項から第６項までの規定は、施行日以後に生じた減免理由について、適用し、施行日以前に生じたものについての適用は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市国民健康保険料減免取扱要綱第３条及び

別表の規定は、施行日以後に生じた減免理由について、適用し、施行日以前に生じたものについての適用は、なお従前の例による。

様式第1号

受付No.

国民健康保険料減免取消通知書

年 月 日

被保険者証番号

住所

氏名

千葉市

区長

印

年 月 日 付で承認しました国民健康保険料の減免については、

千葉市国民健康保険料減免取扱要綱第10条により取り消しましたので通知します。

取消理由

--

*減免取消額等

賦課年度	相当年度	取消前合計額	取消後合計額	取消額

*月期内訳

普通徴収

月期	取消前	取消後	月期	取消前	取消後
4月期	円	円	10月期	円	円
5月期	円	円	11月期	円	円
6月期	円	円	12月期	円	円
7月期	円	円	1月期	円	円
8月期	円	円	2月期	円	円
9月期	円	円	3月期	円	円

特別徴収

月期	取消前	取消後	月期	取消前	取消後
4月	円	円	10月	円	円
6月	円	円	12月	円	円
8月	円	円	2月	円	円

審査請求について

- この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県国民健康保険審査会に対してすることができます。
- この決定の取消を求める訴訟は、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、千葉市を被告として提起することができます。ただし、(1)の場合を除き、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起しなければなりません。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。